

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充を求める意見書

政府の子供の貧困対策に関する大綱や北海道いじめの防止等に関する条例にスクールソーシャルワーカーの配置充実が盛り込まれ、平成28年度予算では、いじめ・不登校対策などの推進として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充が図られたところです。

しかし、スクールソーシャルワーカーの小・中学校の配置は週1回、3時間とされ、スクールカウンセラーは、中学校と道立学校は国と道の費用で実施しているものの、小学校と市立高校は対象となっておりません。

現在、北海道では、国のスクールカウンセラー活用事業を利用するなど対策がとられているところではありますが、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を配置し教育相談体制の充実を図る必要がありながら、限定的な実施となっているところです。

児童・生徒の置かれている状況に鑑み、国の補助率の引き上げや人材育成の強化等、さらなる充実と安定的・継続的な取り組みが必要です。

よって、国におかれましては、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充について、さらなる改善に向けた取り組みを進められるよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年6月28日

北海道江別市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣